

## 障害福祉サービスにおけるサービス管理責任者の配置について

サービス種別	事業所内の配置要件	他事業所との兼務可否
生活介護	常勤・専従 (兼務不可(※1))	不可
自立訓練(機能・生活)		
就労移行支援		
就労継続支援A型		
就労継続支援B型		
就労定着支援	非常勤・兼務可(※2)	可(※3)
共同生活援助		

(※1) 管理者との兼務は可。

(※2) 1人のサービス管理責任者が見ることができる利用者の数は30人までであることに留意すること。

(※3) 世話人又は生活支援員と兼務する場合は、どちらかのみ。

- **兼務の場合は、職種・事業所ごとの勤務時間を明確に区分すること！  
(管理者とサービス管理責任者を兼務する場合を除く)**

# 障害福祉サービスにおける人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
生活介護	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人まで1人以上、以降40人ごとに1人を加えた数（1人以上は常勤）
	看護職員（※）	生活介護の単位ごとに1以上
	生活支援員（※）	生活介護の単位ごとに1以上 （1人以上は常勤）
	理学療法士（※） 作業療法士（※）	利用者に対し機能訓練を行う場合は 生活介護の単位ごとに必要人数
	医師	必要な数

※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに常勤換算で、平均障害支援区分に応じ、それぞれ以下に掲げる数

- 平均障害者支援区分が4未満：利用者数を6で除した数以上
- 平均障害者支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上
- 平均障害者支援区分が5以上：利用者数を3で除した数以上

# 障害福祉サービスにおける人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
自立訓練 (機能訓練)	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人まで1人以上、以降40人ごとに1人を加えた数（1人以上は常勤）
	看護職員（※1） 生活支援員（※2）	各1人以上（1人以上は常勤）
	理学療法士、 作業療法士又は 言語聴覚士（※1）	1人以上

（※1）看護職員、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上

（※2）訪問によるサービスの提供の場合は、上記人員に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。

# 障害福祉サービスにおける人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
自立訓練 (生活訓練)	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人まで1人以上、以降40人ごとに1人を加えた数（1人以上は常勤）
	生活支援員（※）	常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者数を10で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ①：②に掲げる利用者以外の利用者 ②：指定宿泊型自立訓練の利用者
	地域移行支援員	指定宿泊型自立訓練を行う場合1人以上

（※）訪問によるサービスの提供の場合は、上記人員に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。

## 障害福祉サービスにおける人員配置について

サービス種別	職種	配置要件
就労移行支援	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人まで1人以上、以降40人ごとに1人を加えた数（1人以上は常勤）
	職業指導員 生活支援員	各1人以上（1人以上は常勤） 総数：常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上

サービス種別	職種	配置要件
就労継続支援A型 就労継続支援B型	管理者	1人（原則として管理業務に従事する者）
	サービス管理責任者	利用者数60人まで1人以上、以降40人ごとに1人を加えた数（1人以上は常勤）
	職業指導員 生活支援員	各1人以上（1人以上は常勤） 総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上